

## 帯広大谷短期大学研究倫理委員会規程

### (設置)

**第1条** 帯広大谷短期大学に、帯広大谷短期大学における研究倫理及び適正な研究活動に関する規程（以下「規程」という。）第13条第5項に基づき、本学と本学の研究者が、研究倫理を保持するため、帯広大谷短期大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究倫理意識の向上及び啓発活動・研究倫理教育等の計画、策定並びに実施に関すること
- (2) 研究活動及び研究費の取り扱いにおける不正行為の防止等の計画と策定に関すること
- (3) 研究倫理に関する相談の受付及び審議・報告等に関すること
- (4) 不正行為（規程第2条第5号に規定する不正行為をいう。）に関する調査・審議、各学科等との連絡調整及びその他必要な措置の実施等に関すること
- (5) その他本学における研究倫理及び適正な研究活動に関すること

### (組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育・研究担当副学長
  - (2) 学長が指名する教員 4名以上
  - (3) 事務局長
  - (4) 学識経験者 若干名
  - (5) 学外の有識者 若干名
  - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第4号の委員の任期は2年する。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が召集し、これを主宰しその議事を整理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

### (会議)

**第5条** 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。
- 3 委員会において必要と認めるときは、学外の学識経験者等に意見を求めることができる。

### (研究に係る相談と審議の報告)

**第6条** 研究者は、研究に係る倫理を保持するため、委員会の定める手続きにより、研究の事前及び研究開始後に、委員会に対して研究に関する相談を行うことができる。

- 2 委員会は、前項の相談に関する審議を行うものとする。
- 3 審議の結果は、規程第 14 条第 1 項に定める最高管理責任者に対して報告するものとする。  
また、審議の結果が得られない場合（判定不能）も最高管理責任者に対して報告するものとする。
- 4 研究に係る相談と審議の手続きについては、委員会において別に定める。

**（異議の申立て）**

**第 7 条** 研究者は、第 6 条の審議結果について異議のある場合は、委員会の定める手続きにより、委員会に対して異議を申し立てることができる。

**（秘密の保持）**

**第 8 条** 最高管理責任者及び委員会の構成員は、研究者からの相談に関して知り得た事実等については、秘密を厳重に保持しなければならない。また、退職後も同様とする。

**（不利益取り扱いの禁止）**

**第 9 条** 最高管理責任者及び委員会の構成員は、研究者が相談を行ったことを理由に、当該研究者に対して不利益な取り扱い等をしてはならない。

**（研究不正調査部会）**

**第 10 条** 規程第 23 条第 1 項に定める本調査を実施するため、必要に応じて、研究不正調査部会を置くものとする。

**（事務）**

**第 11 条** 委員会の事務は、事務局総務課において処理する。

**（雑則）**

**第 12 条** この規程に定めるものの他、委員会の運営、研究倫理及び適正な研究活動に関し必要な事項は、別に定める。

**（規程の改廃）**

**第 13 条** この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

**附 則**

- 1 この規程は、2013（平成 25）年 8 月 29 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、2013（平成 25）年 9 月 11 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、2015（平成 27）年 9 月 29 日に成立し、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。